

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月11日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

**香川県公安委員会規則第1号**

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
警察署名	名 称	位 置	所 管 区	警察署名	名 称	位 置	所 管 区
略				略			
香川県小豆警察署	略	略		香川県小豆警察署	略	略	
	安田駐在所	小豆郡小豆島町安田甲523番地4	略		安田駐在所	小豆郡小豆島町安田甲110番地10	略
	略	略			略	略	
略				略			
香川県坂出警察署	松山駐在所	坂出市高屋町1089番地2	略	香川県坂出警察署	高屋駐在所	坂出市高屋町1311番地3	略
	略	略			略	略	
略				略			

附 則

この規則は、平成26年3月20日から施行する。